

## 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正」について (概要)

### 1 現行制度の概要

- (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって、人の健康をそこなうおそれがある有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、飼料一般の製造の方法の基準（別表第1の1の(2)関係）、各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（別表第2の8関係）等を規定している。
- (2) (1)の基準等を改正しようとするときは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第2項の規定により、農業資材審議会の意見を聴かなければならないこととなっている。

### 2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当と認めるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。

- ・ バチルス サブチルス (*Bacillus subtilis* JA-ZK株) は、効率的な生産が可能な菌株であり、豚及び鶏用飼料に添加することで効果が得られた。

今般、省令別表第1の1の(2)に豚及び鶏用飼料を対象飼料とする飼料添加物として規定するとともに、省令別表第2の8に成分規格及び製造の方法等の基準を新たに設定する。

- ・ フィターゼ (*Schizosaccharomyces pombe* の遺伝子組換え体が産生するフィターゼ) は、胃内pH環境下で酵素活性が高く、豚及び鶏用飼料に添加することで効果が得られた。

今般、省令別表第1の1の(2)に豚及び鶏用飼料を対象飼料とする飼料添加物として規定するとともに、省令別表第2の8に成分規格及び製造の方法等の基準を新たに設定する。

### 3 施行期日

公布の日